

各 位

会 社 名 オンキヨー株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 大 舩 宗 徳  
 (JASDAQ・コード6628)  
 問 合 せ 先  
 役職・氏名 取 締 役 林 亨  
 電 話 番 号 06-6747-9170

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月15日付の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月25日開催予定の第10期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 全社的合理化策の一環として、本社機能（東大阪）と設計技術機能（寝屋川）を集約し固定費の削減を実現するとともに「モノづくり拠点」として事業活動の効率化を図るため、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を「大阪府寝屋川市」から「大阪府東大阪市」に変更するものであります。
- (2) 第10期定時株主総会における第2号議案「株式併合の件」の承認可決と効力発生を条件として、株式併合の割合に加え、当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達の実現性も勘案し、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の54,000万株から21,600万株に変更するものであります。なお、この変更の効力は、株式併合の効力発生日である2020年7月22日をもって生ずる旨の附則を設け、本附則は、変更の効力発生日の翌日をもって削除するものといたします。
- (3) 会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、及び会計監査人の責任を予め限定できる契約を締結することができる旨の規定として、変更案第42条（会計監査人の責任免除及び責任限定契約）を新設するものであります。  
 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>大阪府寝屋川市</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>大阪府東大阪市</u> に置く。
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>54,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>21,600万株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;"><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第43条～第46条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第6条の変更は、当会社第10回定時株主総会の第2号議案にかかる株式併合の効力が発生することを条件に、その効力発生日である2020年7月22日に効力が発生するものとする。本附則は当該変更の効力発生日の翌日をもって削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月25日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年6月25日(予定)

※ただし、第6条における普通株式に係る発行可能株式総数の変更は2020年6月25日開催予定の第10期定時株主総会において当社普通株式5株を1株に併合する株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、2020年7月22日に効力を生じる予定です。

以 上